

# 青森県報

第九百四十五号

令和七年  
七月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の  
辞退……………  
一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………  
二
- 登録喀痰吸引等事業者の事業所の所在地の変更の届出……………  
二
- 登録特定行為事業者の事業所の所在地の変更の届出……………  
二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による自立支援医療機関の指定……………  
三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………  
三
- 危険物取扱者試験の実施事務を行う者の事務所の所在地の  
変更……………  
三
- 消防設備士試験の実施事務を行う者の事務所の所在地の変  
更……………  
四
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………  
四
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………  
四
- 右 同……………  
五
- 右 同……………  
五

が生活習慣病・  
対策課……………  
一

高年齢福祉  
保険課……………  
二

障  
社が課……………  
三

(消防保安課)……………  
三

(同)……………  
四

(東青県土  
整備事務所)……………  
四

(同)……………  
五

(同)……………  
五

## 正 誤

- 右 同……………  
五
- 右 同……………  
五
- 右 同……………  
五
- 右 同……………  
六
- 右 同……………  
六

○ 令和七年三月七日号外第十一号公安委員会中……………  
七

(警察本部  
運転免許課)……………  
七

## 告 示

## 示

### 青森県告示第四百十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したため、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名	称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
天馬調剤薬局		むつ市中央二丁目五の五	令和 七・一・三
I & H 野辺地薬局		上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	七・二・六
つがる薬局店		五所川原市川端町三の四	〃
スーパーストア調剤薬局		北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四	〃
マルチ調剤薬局	柏木店	平川市柏木町藤山二〇の三	七・三・三

有限会社安田調剤薬局

弘前市大字森町一五の一

七・四・三〇

青森県告示第四百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・二・一
I & H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	七・三・一
つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃
ハッピー調剤薬局弘前和徳店	弘前市大字和徳町一六五	七・四・一
駅前クリニック	五所川原市大町一	七・四・二〇
訪問看護ステーションエール	上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の二〇一〇	七・四・三
ファイブ調剤薬局 茂森新町店	弘前市大字茂森新町一丁目六の五四	七・六・一
メガ調剤薬局 黒石店	黒石市ちとせ三丁目二	〃

青森県告示第四百十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録略痰吸引等事業者から事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	登 録 号	氏 名 又 は 称	住 所	事 業 所		変 更 予 定 日	備 考
				名 称	所 在 地		
変更前	〇三・五〇〇 二〇九	医療法人 仙知会	弘前市大 字高屋 本宮四 の四	ヘルパー シヨナー ケア	弘前市大 字高杉 五反 田二二 一の	令和 六・七・一	訪問介 護
変更後	〇三・五〇〇 二一〇	株式会社 大与	〃	ヘルパー シヨナー ケア	弘前市大 字高杉 五反 田一七 四の	〃	〃

青森県告示第四百十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更に 前	〇三〇〇二 二五九	医療法人 仙知会	住所 弘前市大 字高屋八 字の四八	事業所 ヘルパー ステーション ケア	所在地 弘前市大 字高杉五 反の二一 一	変更予定 年月日 令和 六・七・一	備考 訪問介 護
変更後	〇三〇〇二 二六〇	株式会社 大与	〃	ヘルパー ステーション ケア	弘前市大 字高杉五 反の二一 一	〃	〃

青森県告示第四百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称 名 称	ハッピー調剤薬局青森やえだ店	所在地 所 在 地	青森市東造道三丁目一五の一	指定 年月日	令和 七・七・一
浪岡調剤薬局	ツクイ八戸訪問看護ステーション	青森市浪岡福田二丁目一三の一三	八戸市大字十三日町二五オオハシビルズ四階	〃	〃

アピイ訪問看護ステーション	青森市問屋町一丁目七の二二	〃
メガ調剤薬局 黒石店	黒石市ちとせ三丁目二	〃

青森県告示第四百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所 在 地	指定辞退 年月日
テルス調剤薬局黒石	黒石市昭和町三四の一	令和 七・七・三
サカエ薬局大工町	八戸市大字大工町三の一	〃

青森県告示第四百十七号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の八第二項の規定により、危険物取扱者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした一般財団法人消防試験研究センターから次のとおり試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験事務を取り扱う事務所の所在地  
変更前 青森市長島二丁目一の五

変更後 青森市本町一丁目二の一五  
 二 試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する日  
 令和七年七月二十八日

青森県告示第四百十八号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、消防設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした一般財団法人消防試験研究センターから次のとおり試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定により公示する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験事務を取り扱う事務所の所在地  
 変更前 青森市長島二丁目一の五  
 変更後 青森市本町一丁目二の一五  
 二 試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する日  
 令和七年七月二十八日

青森県告示第四百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 期 間	場 所
石持	下北郡東通村大字蒲野沢字石持一六 吉田 丈男 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚 二 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道一六の 古川 博昭	令和七年七月二十八日から 同年八月十一日まで	石持漁業協 同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社小笠原塗装
- 二 代表者の氏名 中村晴美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字浪返一二四の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇三九九号
- 五 取消年月日 令和七年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 八木橋塗装店
- 二 氏名 八木橋忠弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一〇九の三〇五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二二六七七号
- 五 取消年月日 令和七年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年二月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 青森ドライケミカル株式会社

- 二 代表者の氏名 木立実
- 三 主たる営業所の所在地 青森市港町二丁目六の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第七八九三号
- 五 取消年月日 令和七年五月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社サンビルド
- 二 代表者の氏名 野崎嵩
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字代官町一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一七〇〇三号
- 五 取消年月日 令和七年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 東邦テック株式会社

二 代表者の氏名 金濱智哉

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附三二六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第五〇〇〇七〇号

五 取消年月日 令和七年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工業業及び防水工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社大阪

二 代表者の氏名 大坂陽一

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字八斗沢字八斗沢一九一

四 許可番号 青森県知事許可（特一三）第一〇一九二号

五 取消年月日 令和七年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 大和工業

二 氏名 山本清美

三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町二丁目六の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一六一六七号

五 取消年月日 令和七年五月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工業業及びとび・土工工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

正 誤

令和七・三・七 号外第一二七号	発行年月日 番号
規則	区分
第三号	番号
八	ページ
下	段
改正後	欄
<u>別記様式第21号の3 (第28条関係)</u>	誤
<u>別記様式第21号の2 (第28条関係)</u>	
<u>別記様式第21号の2 (第28条関係)</u>	正

警察本部運転免許課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭